

## 石綿肺がん審査請求で認定 茨城●救済法で「胸膜プラークあり」判定

茨城県内に在住の大方忠夫さんは、2017年3月29日に患者と家族の会が実施した水戸市での相談会に参加された。大方さんは、2014年に肺がんを発症していた。長年、建設労働者として18社で勤務し、石綿製品が被覆材や建材として用いられる建物、その付属施設等の建築・補修または解体作業に従事してきた。

亀戸ひまわり診療所の平野敏夫医師に大方さんのレントゲン・CT画像を読影していただき、石綿曝露によってのみ発生するとされている良性の病変である「胸膜プラーク」の存在を確認できた。石綿肺がんの労災認定基準ではいくつかの要件があるが、認定者の多くは「胸膜プラーク所見+石綿ばく露作業従事期間10年以上」の基準で認定されている。

大方さんからは当初、「自営業」で仕事をしていただけだったが、給与体系や作業時の指示系統などを細かく聞くと請負で仕事をしていただけもあるが、平行して日給月給で仕事をするなど「労働者性」が強く疑われる実態があることも確認できた。2018年1月19日に水戸労働基準監督署に労災請求をして、あとは認定を待つだけの状態だと判断して、本人にも「認定になりますか

ら大丈夫です。待っててください」と伝えた。

ところが、同年6月になって不支給決定通知が届いた。調査結果復命書を取得したところ、主治医も労災協力医も「胸膜プラークなし」との判断をしていた。8月に茨城労災保険審査官に対して審査請求の手続きに入ったが、同時に、石綿健康被害救済制度への申請をした。救済制度への申請は、判定の基準が労災制度と異なることなどから不認定になることを想定しつつも、「胸膜プラークあり」の判定を得ることを狙ったものだった。想定どおり、救済制度からは不認定の通知が届いたが、情報公開請求によって判定の議事録を取得・確認したところ、「胸膜プラークあり」の判定であった。さっそく、証拠として判定結果と議事録を労災保険審査官に提出した。この時点で2019年7月となっていた。この間、口頭意見陳述の開催を申し出つつ、実施をできるだけ引き伸ばし、実施後も「新しい証拠を出す予定」ということで意見書を出すという事で提出を遅らせてきた。

結果、2019年11月28日に茨城労災保険審査官の決定が出されて、原処分取り消しとなった。大方さんは、不支給処分を受け

た直後から患者と家族の会の会員になり、このようなおかしな決定に対しては認定されるまで諦めずに申し立てをしていくことを確認しながら進めることができた。休業補償については時効になってしまっていた期間もあったが、結果的に原処分が取り消されて一部期間について給付がされることになって安堵した。

しかし、茨城県でもこれまでに石綿肺がんに係る請求をして、同じようなかたちで不認定になってしまったケースもあったのではないかと想像される。そもそも今回、大方さんが受診していた医療機関は都道府県がん診療拠点病院と指定されている県内有数の医療機関であったし、茨城労働局が指定している呼吸器関係の労災協力医も同医療機関をはじめとする県内の有力な医療機関の7名の医師たちで構成されている。今回の件で、アスベスト疾患の鑑別にとって重要な指標となる胸膜プラークの読影が適切にされていない一端が明らかになってしまった。

そのようなことから、2019年12月9日に大方さん、患者と家族の会世話人の湊万里子さんと茨城労働局を訪問して要望書を提出、労働局として今回の件についてどのような認識をしているのかを確認するために監察官と面談の機会を得た。まず、労働局として大方さんに謝罪する意思があるのかどうかを聞いたが、「時間をかけてしまったことは申し訳ないと思っているが、今日の時点では謝罪する、しないは判

断できない。労働局長には報告する」との対応だった。また、要望書には、過去の不認定者に本件の報告をするとともに相談先として患者と家族の会を記載して個別周知をすること、労災協力医に大方さんの胸膜プラークを適切に読影した平野医師を協力医に加えるとともに、読影をはじめとする診断能力のレベルアップを図るための具体的な施策を検討することを要望した。2020年1月以降、継続してこれらの問題を協議していくことも確認した。

労働局との面談後、県庁記者クラブに移動して、記者会見を実施した。大方さんは、顔も名前も出して会見をし、大手報道機関をはじめ、地元新聞社も熱心な取材をして報道してくれた。その関係で、茨城県内の肺がんを罹患した方からの相談が何件か寄せられ、なかには「自分も肺がんだが、大方さんと一緒に仕事をしていた」という方や、大方さんと同じ病院で肺がんの治療をしている元建設業従事者からの相談もあった。大方さんが、「他にも同じように苦しんでいる人がいるかもしれないから」という気持ちで、誠意を持って会見に臨んでくださった結果がこのようなかたちで現われた。

本誌でもふれてきたように、石綿肺がんの補償・救済についてはまだまだ課題が山積みであるが、新たな試みも始まっている。2019年12月に大阪で開催された日本肺がん学会では、肺がん患者団体の関係者と中皮腫サポートキャラバン隊が連携して、石綿

肺がんの問題をポスター発表して、問題の整理と今後の課題について検討している。肺がん当事者団体との連携が今後、新しい道をつくっていくことを期待しつつ、日常相談で寄せられる肺がん患者の方の相談を続けていきたい。とりわけ、「医学的所見

が認定基準に合致していない」建設労働者の肺がん罹患者も散見されるが、現行の認定基準がおかしいことを説明した上で本人たちに意欲があれば、審査請求・再審査請求を覚悟して支援をしていきたい。



(澤田慎一郎)

## 過労死・過労自殺家族の訴え

### 韓国●体験から共同の政策課題模索

#### ■過労死・過労自殺者の遺族「故人の名誉回復、あまりに荷が重い」

「妹が亡くなってしばらくして、会社は法定労働時間を超過する夜勤をさせないと公式に発表しました。謝罪を受けた遺族は、会社の内部に介入できなくなりました。ところが最近夜勤が続いて退社者が続出しているという、匿名の情報提供を受けました。内部職員の組織された活動がないので、妹の死によっても労働環境は改善されていないのです」。

インターネット講義業で長時間労働に苦しんで、昨年1月に自ら命を絶ったJさん（死亡当時36歳）のお姉さんの証言だ。

仕事をして亡くなった労働者の家族・同僚は故人の名誉回復のために闘う過程で様々な経験をすることになる。警察の調査を受けて、産業災害の申請をして、死の原因を見つけるために会社を相手に「真実争い」をする。こ

の日の討論会は、準備していなかった、予想できなかった状況にぶつかった人たちがどんなことを体験したかを共有し、一歩進んで共同の政策課題を模索する場として用意された。

Pさんの姉の夫は、業務ストレスと希望退職の圧力で自ら命を絶った。看護師のPさんは家族を守れなかったという罪悪感を抱いて生きていると言い、過労自殺を立証していく過程で遺族が向き合う色々な苦痛を訴えた。「遺族は死の原因が会社にあるという立証を自らしなければならず、警察の調査の過程での強圧的態度に驚き、家族の死に対応する過程で身体と心が病気になって、長時間待った末に産業災害が認められても、また行政訴訟に巻き込まれるかという恐怖に震えて、家族の死を放置したという周囲の冷たい視線に曝される。」と説明した。「遺族に対する支援が必要なだけでなく、遺族が他